

平成 28 年 12 月 28 日

一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関 御中

一般社団法人全国銀行協会

「全銀協 TIBOR 改革の実施に向けた『全銀協 TIBOR 行動規範』等の一部改正案
について（第 3 回市中協議）」に対する意見の提出について

平成 28 年 11 月 30 日（水）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を下記のとおり
取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、下記の意見は、レート呈示者としてのリファレンス・バンクの立場からではなく、
全銀協 TIBOR の利用者としての立場からのコメントを取りまとめております。

記

・ 「2.（2）公表時間の変更」について（p.3）

可能であれば、現行の公表時間である「当日正午まで」を維持していただきたい。

（理由）

案件ごとに対顧客手続き（顧客との値決め交渉、契約書の作成、金銭消費貸借契約締結
（顧客を訪問して捺印いただく）等）や行内手続き（社内稟議、システムオペレーション
等）を行う必要があり、平常時における対応は問題ないものの、TIBOR 関連の貸出実行が集
中する期末日（3月末、6月末、9月末および12月末）の特に取扱件数が多い店舗での1
時間後ろ倒しの影響は、顧客・銀行の双方にとって大きい。

以 上